

40593

教科書文庫

4
110
44-1938
2000 79817

Kodak Gray Scale

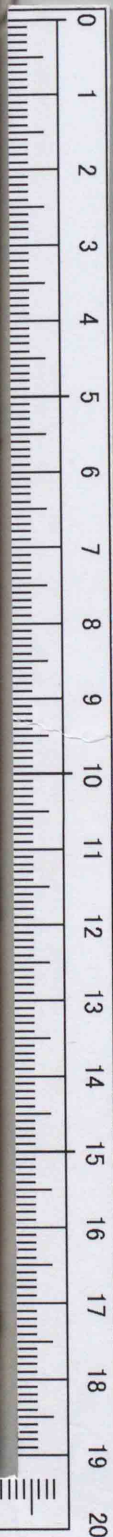
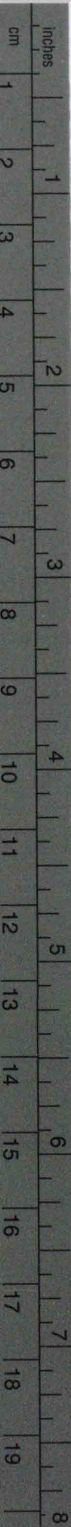


© Kodak, 2007 TM. Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches  
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM. Kodak



濟定檢省部文

4C
150
照13

寶  
崇  
國華修身書  
甲種三年制用  
上卷



文部省檢定  
實業學校修身科  
昭和三十三年三月十九日

實業  
國華修身書

東京文理科大学  
教授文學博士  
田中寬一著

東京株式會社  
帝國書院

4C  
150  
BB13

神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の  
王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。  
行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りな  
かるべし。



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚  
ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟  
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣  
民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博  
愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進  
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレ  
ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ

朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ  
足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘ  
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト  
俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂

太 郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ

思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇

厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ  
責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ  
入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セス  
シテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉  
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ  
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本 權 兵 衛

以下各大臣副署



踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語（昭和元年十二月二十八日）

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ

但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我



國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ  
史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ  
中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ  
運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎  
ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ  
軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナ  
ル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕

カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ  
事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ



御誓文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメ  
ン事ヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ  
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ  
協心努力セヨ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承  
クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布  
ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ  
肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣  
民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成  
跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナ

ルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ  
益、我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシ  
ムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ



青少年學徒ニ下シ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトス  
ル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等  
青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ  
史實ニ稽へ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執  
ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武  
ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ  
期セヨ

## 緒言

一、本書は甲種三年制實業學校修身教科書に充てる爲に編著したものである。本書の結構は文部省制定の新教授要目に嚴格に準據して組立て、その教材は五ヶ年間に配當せらるべきものを三ヶ年間に壓縮した。但し高等小學二ヶ年間に於ける既修の教材は適宜取捨して無用の重複は之を避けた。

一、本書の編著は特に國體明徴に力點を置き、國民的自覺の上に一切の徳の實踐を立脚せしめようとする意圖の下にした。その要領は大體次の如くである。

(一) 國體明徴・國民的自覺・日本精神の培養等の具體的把握實踐の直接的徳として忠孝一致の實踐を採上げ、之を終始して意識

の面前に押出しておくべきこと、  
 (二) 例話は先づ國史に採り、次に東洋を先に西洋を後にすること。  
 (三) 説明は柔かに情意に訴へ感激裡に信念にまで引揚げること。  
 (四) 所謂日本精神の了悟は極めて妥當なることを期し、國粹主義の弊を防ぎ、大所高所に立つてその培養を十全にすること。  
 一、尙不備不滿の點が尠くない。高明なる教授者の手によつて適當に運用せられ、重大なる時勢に鑑みて特に修身科所期の目的が十分に達せられることを切望して止まぬ次等である。

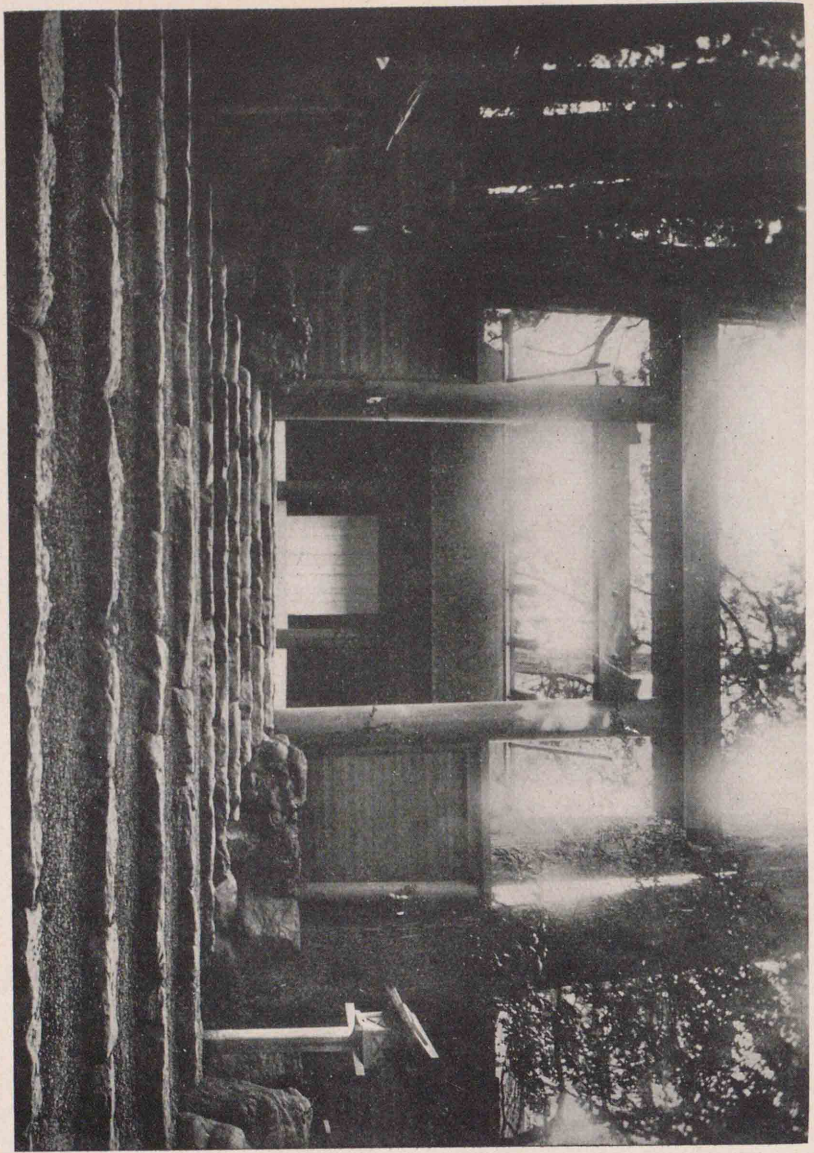
昭和十二年八月

著者識す

上目次

第一課	天壤無窮の神勅	一
第二課	皇國	六
第三課	我は日本人なり	一一
第四課	忠孝	一七
第五課	先づ健康	二三
第六課	智能と徳器	二八
第七課	生徒と校風	三五
第八課	敬	四〇
第九課	仁と義	四六

第十課	勇氣	五五
第十一課	恩	六〇
第十二課	質實剛健	六五
第十三課	責任	七一
第十四課	勤勞	七六
第十五課	財產	八一
第十六課	職業	八七
第十七課	恭謙禮讓	九二
第十八課	國家經濟と家庭經濟	九九
第十九課	孝と敬神崇祖	一〇五
第二十課	教育に關する勅語	一一一



宮神大皇

實業國華修身書 甲種三年制用上

第一課 天壤無窮の神勅

り 生けるしるしあ

み民われ生けるしるしあり天地の  
榮ゆる時にあへらく思へば

この歌は我等の祖先が幸多き我が國に生れて、生きがひのあることを喜び歌つたものである。我等は畏くも天皇陛下の忠良な臣民の一人である。それでこそ、この古歌のやうに、生きがひのあることをしみと感ずるのである。我が國は太古から始つてこの世の續く限り、皇祖天照大

神勅

神の御子孫で在らせられる天皇がお治めになられる國である。それ故に我が國はこの世の有らむ限り榮えに榮えて止まないものである。

このことは天照大神が皇孫瓊杵尊をお降し遊ばされたとき授け給うた神勅によつて明かにされ、それから何時までも眞理として我が國民の心の裡に生きくとして傳つて來て居るのである。

時は正に春、我等は數多くの人々の中から選ばれて本校に入學することができた。我等の前途は希望に満ちく居る。この時我等は先づ廣大無邊の皇恩を思はずには居られない。こゝに改めて皇祖の神勅の御精神を心に鑲

心に鑲りつけて

りつけて、先づ立派な生徒となり、やがて立派な國民、忠良な臣民にならうと思ふ。

神勅の本文

神勅は

豐葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。と申し上げるのである。

◎ 國体の眞髓は神勅の精神 天皇

神勅の御意味

この神勅によつて我が國の君臣の分は永遠に明示せられ、我が國體は確立し、すべしらしめず大神に在す天照大神の御子孫がこの瑞穂の國に天皇としてお臨みになり給ひ、その御位の隆えまますことは天地と共に窮りがないのであ



る。そして行矣とその將來をことほぎ給うた通りに、この肇國の大義は、皇孫の降臨によつて萬古不易に豊葦原の瑞穂の國に實現せられるのである。神勅の御文章はいとも簡明であつて、拜誦すればするほどその御意味は愈々崇高になつて来る。それは我が國柄が崇高だからである。我が國は肇國以來、この神勅に示された通りに隆えて來たのであつて、又將來も無限に發展するのである。國史に照して明かな通り、我が國はこの神勅を中心に動いて居る。御歴代の聖徳は申すも畏く、我等が心を躍らして慥ぶ忠臣義士の業績も將又、文學、美術、宗教などあらゆる我等の祖先の活動は、一切この神勅の御精神を中心に行はれて居るので

ある。實にこの御精神こそ一切の標準で、我等國民はこの御精神を奉體して忠誠な活動をしてこそ生けるしるしある生涯を送ることができ、またそこに日本精神の眞髓がある。

あゝ、千代に八千代に動きなく榮え行く御國、萬世までも一系に隆えます天皇を戴き奉る我が日本こそ世界に比類のない尊い國柄である。この御國に忠誠を盡すことができる我等國民は、亦天皇の御榮えに肖り奉つて、生けるしるしある榮えを受けることができるのである。

第二課 皇國

皇國

皇國とは「すめらみくに」と訓み、音でよむと「くわうこく」である。申すまでもなく「皇君の治す國」といふ意味で我が日本帝國個有の名稱である。

世界中で國と呼ばれるものは六十餘箇國もあつて、決して少い數ではない。しかし皇國と呼ぶことのできる國は、我が國を除いて他には決してないのである。我が國ほど有難くも尊い國は他には絶對にない。

我等は父母の有難さを、あまりに狎れて居る爲に、平常さほどにも思つて居ないやうに、我が皇國のすぐれて尊い國

國の有難さ

我が國の成立ち

柄を判然と思ひかへす機會は案外少い。これでよいであらうか。今日世界の様子を見れば、決してかやうに呑氣な氣持では居られない。もつとく、自分の愛する國に就て、思ひ返し見直さなければならぬのである。

それでは世界にたゞ一つ皇國と呼ぶことができる我等の國は一體どのやうな國であるか。

我が國は一口にいへば神國である。先づ高天原に在す伊弉諾伊弉冉の二柱の神様がこの國土を御創造になり、これを御仁徳いとも優れさせ給ひ、遍く萬物を育む太陽にも比へ奉るべき御子天照大神にお委かせになられた。高天原からこの地をみそなはせられた天照大神は、やがて御孫

皇神皇君

瓊杵尊をこの地にお降り遊ばされ尊をして直接治めしめられたのである。

そのとき尊に授け給うて我が國體の根本を明かにせさせ給うたのが天壤無窮の神勅である。

神勅に就ては、私達は既にその聖旨をうかゞひ奉つた。

即ち皇祖の御子孫であらせられる御歴代の天皇、即ち皇神又は皇君が永へにこの國の君であらせられることが明かにされたのである。

そして國民は、畏多いことながら、その最初の祖先は、皇祖と同じ血族の中に在つたのである。「我も亦高皇産靈の後なれば、その中頃はとにかくにも」といふ古人がことほぎ

國民の祖先

詠んだ歌のやうに、遠い太古に於て、高天原に在した大本の神様の子孫である。それで皇祖の御血統を直接にひき給ふ皇室は我等國民の宗家に在し、我等國民はいはゞ分家に當るのである。

同じ祖先から分れて中心に立たせ給ふ皇祖の御子孫なる皇神或は皇君が君であらせられ、分家の間柄にある我等が國民であるといふやうな國が、世界廣しと雖も又何處にあらう。皇國と呼び得るわけはこゝにある。そして皇祖のしろしめされた昔から今日に至るまでそのとほりになつて來て居るのである。

かくて皇祖の直系であらせられる天皇と我等は、誠に畏

皇君の治す國

いことながら、同心一體の關係になつて居るのである。御歴代の天皇は文字通り我が國土と國民とを廣大無邊の大御心の中に包容せられ、一點の私心もなく、何の差別もなく、おしなべて御慈しみ給うて居られるのである。畏くも御歴代の天皇は、義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク愛撫し給うた。そこに他の國の君主の政にはその例を見ることのできない「治す」といふ我が國獨特の政が行はれて居るのである。

國民の宗家であらせられる皇神、現人神に在す皇君なる天皇の治す國。これが我等が無限の愛着を過去・現在・未來に互つて強くも固くももつて居る我が國である。

## 第三課 我は日本人なり

國民としての自覺

我等は先づ何よりも「我は日本人なり」といふことを十分に自覺することが大切である。

國を離れては國民はあり得ない。安穩に日々を暮して居る間はさほどにも思はないのが人情の常ではあるが、亡國の民・流浪の民程哀れにも悲しいものはない。今日世界は未曾有の不安に襲はれ、目まぐるしい變化が彼方にも此方にも起りつゞけて居る。そしてこの哀れな流浪の民も少くないのである。

又たとひ國はあつても、自分はその國の忠誠な國民であ

るといふ自覺と實質とのない國民は、事實は亡國の民にも劣らない。

我等は畏くも皇國すまらみくにの御民である。事あるときに下し賜はる勅語や詔書を奉誦ほうじゅうする毎に、天皇陛下から「爾臣民」との親しいお呼びかけを蒙り我等は無限の有難さと力強さとを覺えるのである。

明治天皇の下し賜うた教育に關する勅語には

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコト  
ヲ庶幾フ

と仰せられて居る。

まことに恐懼措くところを知らない次第である。拜誦

爾臣民

一億人中の一人

する毎に體中がひきしまるのである。

それで我等はこの「爾臣民」と仰せられて居られることにつき、こゝに改めて考へて見なければならぬ。現在我が國民は一億にも達しようとして居る。我等は實にこの一億人近い國民中の一人である。一億人中の一人といへば本當に微小ひびなもので考へ様によつては、誠にとるに足らぬ、どつちでもよいやうなものではある。併しながらこの微小な一人一人から國民は成立つて居るのである。

もし微小だからといつて、この一人一人が、私一人位どつちでもよいと考へて怠つたならば如何であらう。御親しく「爾臣民」とお呼びかけ下さる御信賴に副たひ奉ることがで

爾臣民とは私人のこと

きるであらうか。

されば我等は爾臣民と仰せられて居られる勅語・詔書を拜誦するときその御言葉は獨り私自身に對して賜はり私人を御信賴になつて居られるのだと、強く固く信じなければならぬのである。廣大無邊の大御心には貴賤・貧富・老幼の別なく仰せられるのである。爾臣民との仰せは他の誰人のことでもない、畏くも上御一人は私自身のことを直接仰せられて居られるのである。この自覺があつてこそ、始めて聖旨の程を身にしみて本當に拜承することができるのである。

我は日本人なり

この爾臣民と仰せられて居られる意味が十分にわかつ

私達は父母の子

てこそ、我等は本當に「私は日本人である」としみと、思ひ知ることができるのである。

我等は我等の懐かしい父母の子である。何時何處に居ても、我等が我等の父母の子であることに變りはない。たとひ父母が亡くなつた後でも、このことに何の變りがあるぞ。

一切の出發點

同様に我等は皇君、現人神に在す天皇陛下の臣民である。そして我等の一切はこゝから出發するのである。

我等は色々の理想を持つ。或は新渡戸稻造のやうに、或は野口英世のやうに、廣く世界の人々の幸福のために聖く尊い働をして見たい。世界の人々とわけ隔てなく手をさ

千里の道も一歩から始まる

しのべて親しくして行きたい。これ等のことは勿論美しいことであり、最も願はしいことである。併し本當にこれ等のことを實行するにはどうしたらよいか。千里の道も先づ第一歩から始まる。一步一步と忍耐強く踏積んで行つてこそ、遠い千里の道を歩みつくすことができるのである。

同様に遠大な理想も手近なことゝの實行から始めなければならぬ。先づ私達はよい子でなければならぬ。よい生徒でなければならぬ。そして陛下の忠誠な臣民となり、自覺ある日本人とならなければならぬのである。

第四課 忠 孝

我々の忠孝の道

我等は皇國の臣民

皇國の臣民に相應しく

我等は日本人であり、陛下の忠誠な臣民である。そして我等の國は世界に比類のない皇國である。まことに畏多いことながら我等國民は、或は神代から皇室に臣事し、或は永い歴史の間に皇室から分れ、或は同化して來たのである。我等は皇國の臣民としてその身分に相應しくなる爲に、先づ第一に父母の喜ぶよい子にならなければならぬ。よい兄となりよい弟とならなければならぬ。また學校に於てはよい生徒であり、友達に對してはよい友達でなければならぬ。

平凡なことの實行

かやうにして我等が本當によい子になつたとき、我等は又本當に陛下の忠良な臣民となつて居るのである。

明治天皇の御製に

國を思ふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつともたゝぬも

とある。天皇陛下は我等を忠良な臣民と御信賴になられて、我等一人一人が本當によい子になることをお望みになつて居られるのである。父母・長上の訓に従ひ、先生の教を守つて日々の課業に忠實であることが、現在我等に實行できる忠義の道なのである。父母に孝であることが、そのままに君に忠なのである。この平凡な手近のことが十分に

できれば一朝事あるときに身命を捧げて働くこともいと容易く成し遂げられるのである。

孝行は勿論のこと、忠孝の徳は獨り我が國ばかりにあるのではない。どこの國民にも忠義の徳はある。隣國の支那には今日我等の感涙をしほるやうな忠臣・義士の逸話や孝行美談は澤山ある。そして、道心を持つて天皇に對すること

忠臣は孝子の門より出づ。

といふ格言が示すやうに、支那は古から忠の徳も孝の徳も相當に重んじて來た國である。

併しその現れたところは同じでも、その根本の精神が異つてゐる。支那ではその國柄から自然に忠義の徳も、その

忠孝の徳は我が國の専有ではない



根本はただ報恩とか義理とか、或は極端になると賣買と同じやうに考へられて居る。忠臣は孝子の門から出るといつても、それは我が國とは異り、孝行するやうな至誠のある人は又忠臣にもなれる、又事實さうでもあつたといふだけのことである。

我が國の忠孝  
これに反し我が國では忠孝は一つの徳で別々のものではない。それは國柄が異なるからである。我が國が世界に比類のない皇國であることはその忠孝の徳をも世界に比類のないものにして居る。

忠孝一致  
我が國では孝行であることが同時に忠義であり、又忠義であることが同時に孝行である。それは畏くも天皇は我

等國民の宗家の中心であらせられ、君臣の間柄はそのまま親子の間柄と同じだからである。

從つて父母は我等が天皇陛下の御爲國の爲に、立派な臣民立派な國民となることを冀ひ、些かでも我等が君の爲國の爲に直接盡すやうなことがあれば、無上の光榮と思ふのである。

畏くも教育に關する勅語には

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

と仰せられ、専ら平常の徳をお示しになり、お諭しになつて居られる。かやうに天皇陛下のお諭しと國民の希望との

間には些かの差もなく全く一致して居るのである。これこそ君民一體の我が皇國の世界に比類のない最も著しい特長である。

されば我等の孝行を中心とする平常の徳の實行は、そのまま、天皇陛下が我等に御期待遊ばされる忠義の道なのである。

忠孝は自然の徳

我等にとつて最も近く最も親しく最も懐かしいのは父母である。父母に對して孝養の誠を盡したいのは自然の情である。止むに止まれぬ至情である。この至情は同時に皇國の國民であると自覺する我等には天皇陛下に捧げ奉る忠誠そのものである。

健康の喜び

第五課 先づ健康

杖をついたり義足をつけたりして歩く人は、自由に駆け行く人を見て、羨ましくも幸福な人であると思ふであらう。手の指一本の不具も、人はどのやうに不足に思ふか知れぬ。我等の身體のどんな小さな部分に故障があつても随分不自由である。

どんな立派な綺麗な病院でも、その中に居る患者は、朝夕街から聞えて来る呼賣の貧しくとも丈夫さうな聲を、どんなにか羨ましくも幸福さうに聴くことであらう。名譽も金錢も、健康にくらべたら太陽の前の星に過ぎない。否、名

譽も金銭も健康でなければ決して得られるものでない。先祖からそのまゝうけ継いだものは本當の自分のものではない。自分の健全な心身の努力によつたものが眞の光輝あるものである。人の世のこと、すべて「先づ健康」といふべきである。

すべて束縛むすばされることを嫌ふのは人情である。そして不健康な病身の人ほど不自由を感じるものは少くなく、飲食勉強運動、その他萬事思ふに委せぬ。それだけ不健康の人には束縛が多く、楽しみが少く、随つて不快が多い。反對に健康の人は勉強をするにしても、身體の故障に氣をとられることがなく、健康なときは、病氣のときより頭腦かみも

## 不健康と束縛

心身の關係  
健全な精神は健  
全な身體に宿る

よくなり、想像も豊かに記憶も確かになる。だから我等が思ふ存分に働く爲には、先づ身體の健康から求めてかゝらねばならぬ。

寒風が身を刺すやうなときにも平氣で學業にいそしむことができるのは、一つは身體が強健であり、一つは内に元氣が充ち満ちて居るからである。身體と精神とは、離れられない關係をもつて居る。元氣は身體をうながして健康にさせると共に、強健な身體は精神を快活にさせる。あの世間の平和を紊みだすやうなわるい考をいだき不穩ふたふたなことをいつたりしたりする人々の多くは、不健康なものであるといふことである。だから健康でない人々は、たとひ頭腦が

## 智徳と身體

よくても頼りにならないものである。よく勞苦に堪へて努力することができる體力と心力こそは、信賴するに足りるものである。

知のみ優れて徳の低いものは殊に危険である。智徳共に勝れて居ても、それを應用し實踐するのでなければ、實の持腐れである。智徳を眞に價値あるものとするのは、これ等を實行に表す體力である。健全な身體こそは、我等に最後の勝利を與へるものである。

## 健康と美

眞の身體美は服飾では望まれない。世に優れて美しいものは人體であるといふ。身體が調和よく發育した健康美こそ、この上もない美しいものといふべきである。

## 我が國民の健康

健全な身體はかやうに價値の多いものである。諺に「命あつてのもの種」といふがまことにさうである。ところが我が國民の健康はさうよくないといふことである。身體の健否が生命の長短に直接關係があることはいふまでもない。我等は大いに健康に注意して、身體の十分な發育を遂げるやうに努力しなければならぬ。我等は精神の優越は熱心に望むが、身體の優越はとかくゆるがせにしがちである。勿論何れが軽く何れが重いとはいへないが、身體の健全を圖るのは、今日我等の急務である。又身體は父母から受けたもので、先づこれを完全にするのが孝道の始である。

智能の啓發と徳器の成就

第六課 智能と徳器

教育勅語に「智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてあるとほり、人としての本分を全うする爲には、先づ智能を進め徳を磨かなければならぬ。智能と徳と體の偏頗のない修養をするのは勿論であるが、健康に就ては既にその大切なことがよくわかつた。我等は文明の進んだ今日に生れて特に智能の啓發と徳器の成就とに就て考へねばならぬ。公益を廣め世務を開き常に國憲を重じ國法に遵ふなど、すべて大御心に副ひ奉る働きには智能と徳器とが並び進んで居ることが必要である。

方法

十で神童、十五で才子、二十すぎればたいの人(俚諺)

(頼山陽) 江戸時代の儒者。修史家。三十四年歿。年五十三。

智能の啓發と徳器の成就には、勉學と善行の實踐とがその第一の方法である。勿論人の生れつきには心身の優劣



頼山陽

はあるが、日頃の努力がなければ天才でも大成しない。頼山陽はあれほどの天才でありながら、なほ「我を才子なりといふものは未だ我を悉さざるものなり、我をよく刻苦すといふものは眞に我を知れり」といつて居る。頭がよいとか性質がよいとかうぬぼれて年若い間を怠つて過ごし、後日になつて悔いてもかひないことである。

智能も徳器も十中八九までは努力によつて啓發され成

就される。中庸といふ古書に「人一たびして之を能くすれば己之を百たびす。人十たびして之を能くすれば己之を千たびす。果して此の道を能くすれば、愚と雖必ず明か、柔と雖必ず強し」といつて居る。勉學と善行の實踐とは努力の結果、止むに止まれずにするやうでなければならぬ。好きでするものには困難もなければ苦痛も少い。

勅語に「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」と仰せられ、又古人が修徳の道は有徳者に親み習ふのが一番よいといつて居るやうに、實際についてすること、高德の人についてその言行をまねて行ひ、小さくても悪いことは決してせず、小さくても善いことは必ずするといふ實踐がなくては、その努力の效果は少

いのである。

中江藤樹は幼少の頃伊豫の大洲に育つた。その當時は先生について多少教へを受けたこともあつたが、十一歳の時始めて大學といふ書物を讀んで固く志を立ててからは、



中江藤樹

殆ど獨學自修して遂に近江聖人と仰がれるまでになつたのである。又都から來た僧侶について論語の講義を聽いて大いに感動し、なほも深く聖人の道を究めようと思ひ立ち、四書大全といふ書物を購つて讀んだ。その頃は武にかたより文を侮る時勢であつたから、藤樹は世の人々がかれ

中江藤樹の智徳の修養  
(中江藤樹)  
江戸時代の儒者。  
近江の人。  
三〇六年歿。  
年四十一。

これいふのをはばかつて、晝は諸士を相手にして武術を勵み、夜になつてから始めて燈を剪つて私に書物を讀んだ。かやうに苦心して勉強したが、彼は決して實際の役にたたぬ學問をしたのではない。いろくゝと學問を實踐躬行すること、心に心を碎いたのであつた。彼は讀書の際に心に合つた語句があれば直ちに寫し取つて壁にはりつけ、その實行に勉めたといふことである。

智能を啓發するに就て、我等に最も適切に組み立てられたものは學校の學科である。學校の學科は皆我等になくてはならぬものばかりである。何れが重く何れが軽しいふことはない。今考へて不用だ、さう大切ではないと思

注意 一

はれるものも、すべて後日の役に立つものである。實際に世間に出れば學校程度の學科は何事をするにも必要なものばかりである。

注意 二

徳に就ても亦同様、日常の行を一つ一つ慎み、手近のことを十分によくするがよい。孟子に 道は爾きに在りて諸を遠きに求む。事は易きに在りて諸を難きに求む。人々其の親を親しみ、其の長を長とせば、天下は平らかなり。

と書いてある。徒らに高遠なことを考へたり望んだりしても無駄である。實際に行へることとてなければ人の道ではないとさへいはれて居る。

注意三

かやうなわけで、我等は先づ手近なことをよくすることが智能を啓發し、徳器を成就する最良の方法であることを知つた。例へば缺席しないこと、遅刻・早退などをしないこと、道傍の石一つでも人の爲と思へば直ちに取除くといふ風にするなどがある。

智徳を磨いて大成することは一朝一夕でできることではない。たとひ千里の馬でも一躍だけでは十歩も行くことはできないが、驽馬でも十倍の努力をすれば千里の馬に及ぶことができる。成功は倦まず撓まないもののみ與へられるのである。

兒童のうちに、  
中等を卒業するまで、  
常にこの精神を  
養ふべきもの

校風

第七課 生徒と校風

長年、  
生徒の間

校風とはその學校代々の生徒の行や氣風などが長い年月の間に自然と出來上つた一つの風儀である。

清香四隣に薫る梅林に入つたならば、我が身にも亦自然に芳香が染むであらう。同様によい校風の中に修養すればよい人物を養ふことができる。

學校の教育は常に變らぬといふものではないが、校風は容易に變らぬ。よい校風の學校は永くその譽を擔ふことができるが、わるい校風の學校はなか／＼その汚名を拭ふことができる。それだけ生徒の受ける感化は大きいもの



健全な校風

である。

さてかやうな校風は主に代々の生徒の行や氣風によるほか、学校の教育方針、その土地の人情風俗、諸先生のお考へなどにもよる。併し何といつても校風のよしあしはその学校の生徒の責任である。だから自分をよく教育するの

もわるくするのも主に自分の心懸け次第である。我等がよい校風の中に教育されることを望み、光輝ある学校の歴史を負つて居るのを光榮とするのも當然である。だから我等は我が校風を自分の力で一層善美にして、我が校の歴史に偉大な光彩を添へるやうに努力すべきである。併し徒らに遠大なことばかりを考へて居ても實效は擧

望ましい校風

がらない。事の實行は常に手近かなことから始めなければならぬ。今望ましい級風・校風を作る七八の條目を擧げて見よう。

(一) 何時も姿勢をきちんとして居る風を作りたい。道を歩くときでも内に居るときでも、姿勢は正しくしなければならぬ。友達の肩に手をかけたり不眞面目なふるまひをすることは慎むがよい。人が我等の正しい姿勢を見てすぐに何学校の生徒であると知る位にしたいものである。

(二) 清潔・几帳面を好む風を作りたい。つぎの當つて居る着物でも折目正しく垢のつかないやうに、又書物なども汚さぬやうにしたい。

(三)よく運動する風を作りたい。電車や汽車のある所でも、一里内外の距離ならば必ず徒歩で通學し、乗物の厄介になることを恥ぢるやうにしたい。生徒は皆それ〴〵何かの運動に興味を持ち、生徒全部が必ず何かの運動をするやうな風が望ましい。

(四)缺席・遅刻・早引などは生徒の本分に背くものである。だから止むを得ない場合の外は決してしないといふ風を作りたい。

(五)眞面目に勉強する風を作りたい。宿題の答案などを出す期日に遅れるものが一人もないやうでありたい。

(六)勤勞を好む風を作りたい。拭掃除水汲みから花園の

手入れなどに至るまで骨の折れる仕事も喜んでするやうでありたい。

(七)口腹の奴隷な隷となることを恥ぢる風が望ましい。殊に學校の往復の途中などで飲食店に入つたり、その他買食ひをしたりすることなどは、生徒の恥であると感じるやうになりたい。

(八)先生に對し或は友達同志の間に禮儀が正しく行はれる風を作りたい。

(九)友達同志お互に信義を重んじ、常によく助け合ふやうになりたい。

第八課 敬

乃木將軍の心事

明治三十八年、戦勝の榮光に輝きながら母國に還る凱旋兵、これを迎へる國民の熱狂、世は擧げて歡喜に酔つて居る中に、唯一人乃木將軍は虔しく自責の念をいだいて再び踏むまじと誓つた故國の土に立つたといふ。偉勳赫々たる將軍としては意氣揚々として歡迎を受けるのが當然のことと思はれる。ところが新橋驛頭には一人の家族の出迎へもなかつた。直ぐに參内し畏くも天皇陛下に拜謁して、その働きの拙かつたこと、陛下の忠良なる將卒を多く失ひ奉つたことなど、自分の責任の重大なことを申し上げ、その

自分の功業を誇るもの



乃木將軍

罪を謝し奉つたといふことである。乃木大將の功績は何人も疑ふものはない。然るにこれは又何といふ謙讓な尊い姿であらうか。

世にはさほどでもない功業を誇つて世にいひふらすものが少くない。又自分の力量を信じ過ぎて人に誇るものもある。たと

ひ誇るに足るほどの功業はあつても、又人にすぐれた力量はあつても、自分から誇る姿は醜いものである。人はどのやうに修養しても、どのやうに働いても、これでよいといふ

修養中の我等

ときは来るものでない。だから死ぬまで自慢してよいといふときはないはずである。それをとかく誇りたがるのは何の爲であらうか。慢心である。進歩がとまつた證據として、自慢したり誇らしげな様子をしたりするのである。我等は今はまだ何の功業もない。まだ何事に就ても見るかげもなく貧弱で未熟なものである。學問も修養も一つとして一人前になつて居ない。これは決して謙遜ではない。あまりにも明かな事實である。それにもかゝはらず、時に誇らかな氣分の起るは何故であらう。進歩がとまつたのである。心が驕つたのである。「驕れるもの久しからず」といふ古語のやうに、たとひ功成り名遂げた後でも、驕

るものには長く幸福に恵まれないのが世の常である。

我等の現在には心身のすべてを擧げて修養に努力すべきときである。我等には誇ることのできるものは、一つもない。だから虚しく虔しい心こそは、我等の進歩を速くし確かにする。我等はあの大學者のニートンが、海岸に立つて自分の知識が狭く小さなものであることを歎いた場面を想ひ浮べるがよい。えらい人ほど神々しいほどに虚しく虔しい心持ちを持つて居るのである。えらい人ほど大きな進歩・發展を冀つて居るのである。我等は二百年もの昔に殆ど獨學であれほどにえらくなつたニートンの足下にもよりつけない。それなのに、我等には怠けの心があ

つたり、虔しい心が起きて来ないのは何故であらう。 まだ  
望みが小さいからである。

希望はあり憧れはあつても、まだ想ひが足りないのであ  
る。誠が足りないのである。

我等は自分の至らぬことを知つて、日々に祈る心を持ち  
続けたいものである。祈るとは自分自らに祈ることであ  
る。自分自らに祈るとは、自分の誠をつくして自分の清く  
正しい望みを遂げようとする願ひである。望んで居るも  
のが今は自分にない、だから虚しく虔しい心をもつて得よ  
うとする願ひである。自分にないことを本當に知る人は  
求めずには居られないのである。ないのをあると過り考

祈る心

精進の生活

へるところに心の怠りが萌すのである。

私達は私達の清く正しくよい望みを遂げようと冀つて  
居るからこそ、心を虚しく虔しくして日々に祈らねばなら  
ないのである。

虚しく虔しい心で、勵み続けるのを精進といふ。何事で  
も倦まず撓まずに一つの行動を續けて居ると、祈る心が眞  
剣になるものである。例へばとかくその慈愛に狎れて父  
母を忘れ勝ちの人が、毎日一度必ず父母にたよりをして居  
ると、父母を思慕する情は日々にこまやかになつて来る。  
そして眞剣な孝道に勵むことができるやうになるやうな  
ものである。

第九課 仁と義

忠恕

論語に忠恕ちゆうじゆといふ言葉がある。孔子は「吾が道は一である」といつて居るが、この一とは仁にんを指して居るのである。それで平たくいへば大體には忠と恕の三徳を含んだものといふことができる。忠とは自分がしたいと思ふことは人にもさせたいと思ふ心、恕とは自分のいやなことは人にもさせたくないと思ふ心である。この二つの心を常に實際に行つて居たのが孔子の一生涯である。聖人といつても特別にむづかしい理窟をいつて居たのではない。この心は誰でも持つて居る。併し、實際に行つて居る人はさう

寛い心と狭い心

多くはないやうである。

この忠恕の心があれば、自然にゆつたりとしてもものにこだはらず、自分の落度おちどは責めても人の過をとがめるやうなことはなくなる。人を相争はせず、又相争はせず、西郷隆盛

人は誰でも、自分の心に眞に悪いと思ひながら好んで悪いことをするものではない。たとひ自分から好んで悪いことをする人があつても、我等はその罪をにくんでその人はあはれんでやるがよい。

織田信長は勝れた英雄であつたが、つひに志を遂げるこゝとができなかつた。それは心が狭くて人を責めることがはげしかつたからだといはれて居る。江戸時代の大學者

(佐藤一齋)  
江戸時代の儒者  
江戸の人。  
三十九年没。  
年八十八。

佐藤一齋は



佐藤一齋

「能く人をゆるす人であつてこそ  
始めて人を責めることができる。  
人も亦その責を受ける。人をゆ  
ゆるすことのできぬ者は人を責め  
ることはできぬ。人も亦その責

を受けない」

(言志録)

といつたが、まことにそのとほりである。支那の古書に、

「心のゆつたりとして情の厚いことは、譬へば春風が草  
木を暖め育てるやうなものである。人をうたぐる心  
が深く情のうすいのは譬へば冬の雪が空をくもらし、

物を凍らせるやうなものである。」

といつてある。又、

「人を責めようとするときには過の中にも過のない點  
はないかとさがすならば、心は自らなごみ責めようと  
する心は消えうせる。自分を責めるには過がない中  
にも過がある點はないかと、さがすやうにすれば徳を  
進む。」

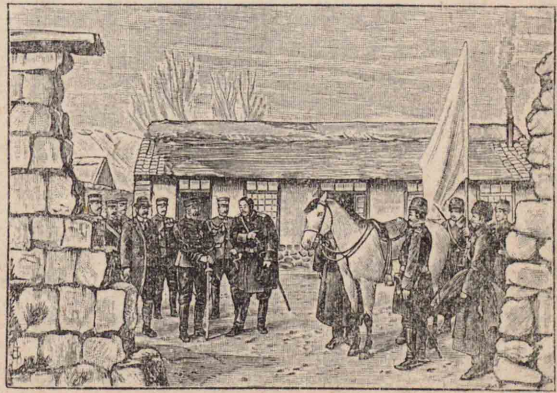
とある。味ふべき言葉である。

明治三十七八年戦役で旅順がまだ陥らぬときのこと、明  
治天皇は乃木大將に勅語を賜はつて、旅順に居る敵の非戦  
闘員を救ひ出せといふ御命令をお下しになつた。聖旨が

明治天皇の御仁  
慈

使者の山岡中佐から傳へられた時、流石の敵將ステッセルも感涙にむせんだといふことである。いよゝゝ陥落した時、又勅語を賜はり、敵將ステッセルを武士の禮をもつて厚く待遇せよとせられたのである。

旅順の戦闘に、我が軍の戦死した者は萬をもつて數へるほどであった。それにもかゝはらず、その敵の大將が降参したとき、このありがたい御沙汰を賜はつたのだから、世界萬國擧つてその徳を仰見たといふことである。



(筆男陸井莞)

城開順旅

仁を施す先後差等

仁の徳はどこまでもおし及ぼして行くのが自然であるが、それには順序と區別とがなければならぬ。自分の本務を打棄てて、妄りに人の爲に駆け廻ることは感心できない。併し急病の友人の爲には場合によつては自分の學業など暫く休んでも看護するのが望ましい。又人の獨立心を弱め、依頼心を増長させるやうな恵み方は、本當の仁とはいへない。親の病氣をかまはずに友人の看護をすることもよろしくない。近所の不幸をかまはずに遠くの人助けに懸命になることも道ではない。その順序を誤らず、近いところから遠いところへ、重いことから軽いことへと及ぼして行つて、博愛衆に及ぼすのが眞の仁徳である。



慶弔と仁

義

世間に行はれて居る吉慶凶弔の禮も、亦仁の徳の現れてある。できるだけ鄭重にするがよい。

義とは「宜しい」といふことである。貝原益軒は五常訓卷之四、義に於て義を説明して、義は「宜しき」なりとして、

宜しきとは、萬事萬物の品にしたがひ其理をわきまへて、相應するを云ふ。

といひ、朱子の孟子註を引き、之を解釋して、

孟子梁惠王章句上、孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已、朱子註、仁者、心之徳、愛之理、義者、心之制、事之宜也、

朱子は、義者、心之制、事之宜といへり。制とは、たちわかつ意、裁判するなり。心の制とは、心中に善惡をわかつ所の理あるを云ふ。

といひ、次いで

義の心にあるは、利刀の如し。物來れば、刀を以てたてば二つとなる。善惡を決斷する事、かくの如し。是心の制なり。義の體とす。事之宜とは、諸事に相應して、其理の宜しきにしたがふを云ふ。是義の用とす。事之宜は心の制ありて、善惡をたちわかちて後の事なり。といつて居る。

義とは一口にいへば「宜しい」ことであるが、凡そ我等が物を處理し言ひ行ふときに、我が心に於てその善惡を明瞭に判斷して善に従ひ惡を却け、我も善しとし、人も亦善しとするやりにすることであつて、さうすることによつて、萬事は正しい理に従つて行くのである。

仁と義

昔から仁義といつて並び稱せられるのは、この二徳が人の世に於て随分大事なものであるからである。人を愛するのは仁である。父母・兄弟・妻子・親戚・朋友など、親疎貴賤の差等に從つて相應に愛するのが宜である。即ち義である。人を愛するのは仁であるからといつて、親も他人も一樣に愛するのは宜ではない。人の位置により我が位置により、時と處とにより、年の老幼により、その他萬事萬物に就いて相應でなければならぬ。されば仁と義とは一つのものの表裏にも譬へることができ、この二つの徳を國民全體が各、に體得して實踐に移したならば、世間は平和に、楽しい所となり國家の隆昌は期せずして到るのである。

第十課 勇

氣 無錫 心 勇

マルチン・ルー  
テルの勇氣  
(マルチン・ルー  
テル)  
ドイツの宗教改  
革者。  
西紀一五二一年  
年六十四。

今から約五百年前、ドイツの諸地方を大きな幌馬車で十日もの長い間、旅行を續けて居た一人の僧侶があつた。彼を護衛し、慰める多數の從者が隨行して居る。行く先々の道筋や野原では多勢の人々が家から飛出しては、この一人の旅僧に向つて歡聲をあげて激勵した。彼はドイツ皇帝を始め、ヨーロッパ諸國の王侯貴族に會見する爲に旅を續けて居たのである。夜になると沿道の宿屋か或は個人の家泊つては愉快氣に語り、手にする笛を吹いては楽しんで居た。彼は自ら吹く笛の音を楽しんで居るやうではあ

つたがその心中は極めて眞剣であつた。この旅僧は有名なマルチン・ルートルである。ルートルは當時權勢の並びなき舊教主義のヨーロッパで初めて新教の教理を叫び出しそれを弘めた勇者である。

ルートルはやがて有名なウ・ルムスの都に着いた。そしてそこで開催されたウ・ルムス宗教會議に列席し、皇帝・王侯・貴族及び高僧など、綺羅星の如くに居列ぶ會議の席上で、新教の教理を説き、彼が羅馬法王と舊教々理に反對して書いた書物の審理を受け、敢然として自分の説の正しいことを主張し、命をかけても自分の信條は變へることはできぬといひ放つた。

(日蓮上人)  
日蓮宗の開祖。  
鎌倉時代安房國  
に生る。  
元四年歿。  
年六十一。

勇氣



日蓮とその筆蹟

このルートルは我が日蓮上人のやうに、その正しいと信じたことを押通す勇氣と力とを後世に示したのである。

勇氣とは、正善は必ず敢行し、不正不善は斷じて斥ける。その爲には何ものをも恐れぬといふ力をいふ。又様々の苦痛や困難が迫つて來ても、よく堪へ忍んで屈しない力、甘い誘惑にも墜ちずよく我儘に打克つ力

も亦勇氣といふことができる

何事に對してもよく分らぬことは何となく不安である。

勇氣と睿智

不安であればいくら勇氣があつても實行することはできない。不安では眞の勇氣は出て來ない。不安を却け、確く信ずる爲には、萬事にできるだけ明瞭な知識をもたねばならぬ。それで是非曲直を明かに辨へる知識を睿智といふ。睿智は確信を得て勇氣は生まれて來る。

睿智があるものは、よく怖るべきものを怖れる。怖るべきものを怖れないのは蠻勇である。「暴虎馮河、死して悔なき者は吾は與せず、必ずや事に臨みて懼れ、謀を好みて成す者なり」と、孔子は睿智ある勇者を望んで居る。

睿智と共に最も必要なのは、公明正大の徳である。心が常に公明正大であつて、一點疚しいところがないならば孟

怖るべきを怖れよ

公明正大

子に「自ら反みて縮からば千萬人と雖も吾往かん」とある眞の勇氣が自然に湧き起る。

昔、支那の葉公は龍を好んで、その形を描かせて日夜愛翫して居たが、或時眞物の龍がそれを聞いて、描いた龍をさへかやりに愛翫するならば、眞物の自分が行つたら、さぞもてなしてくれるであらうと思ひ、窓から顔をさし入れた。葉公はこれを見て大變恐れて逃げ惑つたといふ譬話がある。勇氣を養ふにはいろ／＼の工夫があるが、つまりは實地の鍛錬が必要である。考の上だけの勇氣は葉公の譬のやうなものである。

眞の勇者となる  
修食

すべてが感謝

## 第十一課 恩

我等は皇國すめらみくにに生れ日々を幸福に送つてゐる。これはいふまでもなく廣大無邊なる國の恩、君の恩によるのである。更に又我等が學校に通ひ楽しく勉強することの出来るのは親の恩、師の恩である。これ等の恩に報いることは既に我等が考へて來たことであるが、この外に我等が日々の暮らしをして行くのに、物はお金を出して買ふのだ、それぞれ然るべき筋合まがひがあつて仕事をしてもらつたり、してやつたりして居るのだから、別に人の世話になつて居るのでもなければ厄介をかけて居るのでもない。この世の中ではお金

さへあれば何でも思ふやうになる。と考へて居る人も少くない。併しそれは本當のことがわかつて居ないものである。我等の着て居る着物、三度三度いたゞく御飯、便利な電車や汽車、電燈電話などがどうしてできたかを考へると、數限りない人々の御恩を思はずには居られない。すべてが恵みである。我等は一日が無事に終へる毎に、實は限りない感謝の念をもたねばならぬ。お金ですむと考へて居るのは、たゞ表面だけのことである。我等はお金ではすまされぬ、恩恵なしには一日も生きては居られない。貝原益軒は「およそ人は恩を知るべし。恩を知るを以て人とす。恩を知らざれば鳥獸に同じ」と教へて居る。併し我等はたゞ

報恩の心

感謝して居るといふだけでは濟まぬ。感謝は實行に現はさねばならぬ。我等は小さいながらも感謝に満ちた、そしてそれを實際に現はした日々を送りたいものである。

よく公益だとか公共の爲とかいふことをきくが、それはこの感謝の念から止むに止まれずに起る人のまごころの現はれである。既に御恩になつて居るのだから、その御恩に報いたいと思つて廣く世の爲に盡くさうとするのである。世の人の爲にいろゝの仕事をしても、それが名譽を得たい爲などにするのならば不純である。たゞひたすらに御恩報じの爲に奉仕するときこそ、始めて人としての本當の満足が得られるのである。

公益は奉仕である

共存共榮

かやうに考へてこそ我等は心から互に力を合せ助け合つて、よく日々を送ることができ、人としての本分をつくすこともできるのである。この世の中は廣く他の人々と共に働き、共に榮えるのでなければならぬ。自分が榮えると共に人も榮えることを祈るのが、我等の心からの願ひである。ところが、かく自分の榮えることと人の榮えることとはかち合ふもののやうに考へたがる。例へば課業上の競争から、自分より成績のよい人の失敗を喜んだり、卑怯にも心にそれを念じたりする。あさましい心根である。かやうなことでは進歩の程も知れて居る。精々その目の敵にして居る人位くらにしか成績はあがらぬ。もつとく進む

共存共榮と奉仕

べき力を自分から抑へつけて居るやうなものである。  
 世は相持ちである。世の人全體が幸福であることが一番大きな幸福である。  
 この共存共榮の考へと報恩の念とがしつくりと結びついてこそ、我が幸福は世の人々から受けたものと心得、これに報いる爲に廣く世の人に奉仕するといふほどの覺悟ができるのである。この覺悟で日々どんな些細なことにも氣をつけて行ふときは、我が爲にすることは同時に人の爲の爲にすることは同時に我が爲となつて、人として無上の喜びを受けることができるのである。

第十二課 質實剛健

國家興隆の本

大正十二年十一月十日大正天皇の下し給へる國民精神作興に關する詔書に

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラスと仰せられてある。又

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ  
 と仰せられてある。剛健の徳は質實の徳の上に養はれる。

國家が盛んになる根本は、國民の一人一人が萬事質素を旨とし奢侈や虚榮を去つて實に就き、その精神を剛く健かにして自彊息まず、奮勵努力するに在る。戊申詔書にも

華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

と仰せられて我等國民を誠め給うて居られるのである。

乃木大將の質實  
東京赤坂の乃木大將の居宅は、これが大將ともある人の邸かと思はれる位、質素なものである。又その衣服や膳碗なども、誠に粗末なもので間に合はせ、旅行の時も公用の外は三等車に乗り、辨當などは竹の皮に包んだ握り飯で済まされたといふことである。

殊に畏いことは明治天皇の御儉徳である。大臣方から

明治天皇の御儉徳

御裁可を願ふ書類は紙袋に入れて差上げるのださうであるが、御親裁の後には前の紙袋に入れて御下げになつた。そして不用になつた前の紙袋は一つでも御棄て遊ばされず、隨時御詠出の御製を書きつけられる御詠草に御用ひになつたといふことである。

徳川家康は少時艱難の中に育つたから、その質素であつたことはいふまでもない。後得意の時になつても猶その昔を忘れず萬事を質實して居たのである。

家康が既に三河を平定して岡崎に居た頃のこと、夏になると必ず麥飯を食つた。或時近臣の計らひで茶碗の底に米をいれ、その上に少し麥をのせて持つて來た。家康はこ

徳川家康の質實



れを見て頗る不機嫌で、汝等は余の心を知らないと見える。余が吝嗇で麥を食ふと思ふのか。今天下が亂れて上も下も寢食を安んじない時に、自分獨り美味に飽くことができようか。できるだけ一身の用度を省いて國用に充てようとして居るのである。といつたので、近臣の者は恐縮してその前を退いた。

質實と奢侈

質素の反對は奢侈である。奢侈になれば柔弱になり安逸に流れ、果ては虚榮となり、遂に身の破滅を招くやうにもなる。反對に萬事質實に就けば、氣象は剛健になり勤勞を厭はなくなる。明治天皇の軍人に賜はつた勅諭に

凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華

靡の風を好み、遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへしと仰せられてある。

質實と吝嗇

併し質實はやゝもすると吝嗇になり勝ちである。世には無暗に金品を惜しみ、遂には義理も人情も缺くやうな人がある。質實にするとは必要を必要にして十分に充すことを要する。吝嗇は必要をも節しようとする。質實は學ぶべく吝嗇は卑しむべきである。

精神の剛健なものはよく忍耐する。激情の赴くまゝに輕々しく行動するものは往々にして一身を破滅に陥れる。

剛健と忍耐

剛健の徳は強く且つ重々しい人柄を作る。何事にもあれ、大成功者に威容の備つて居るのはこれが爲である。無暗に怒を發するのは一見強さうに見えるが、剛健とはいへない。よく忍ぶものが眞の強者である。

剛健と粗暴

我等生徒の間には垢衣・破帽・殊更に野卑な言葉を使つて剛健をてらふものがある。故意に垢衣・破帽を身に纏ふのは紛飾に浮身をやつす婦女子と何の擇ぶところもない。外形は普通たるべし。動作は禮儀作法に従ふべし。言語は男らしく端正なるべし。かくて勤勉にして規律正しくし、目的に向つて全力を傾倒し、斃れて後已むの意氣と根氣あるものこそ、眞に剛健の士とはいふべきである。

第十三課 責任

薪割事件

時は我が國では幕末の頃所はアメリカの片田舎。一人の少年がいきたなくも眠りこけて居る大きな支那人を呼び起して居る。そして主人の出掛けにいひつけられた薪割の仕事をするやうに勧めたが、きかれなかつたので、自ら代つて重いまさかりを手にとつた。

この日本少年と支那人とはアメリカの百姓家に傭はれて居た。少年は名を和喜次といひ、貧しい武士の子であつたが、將來の日本は必ず世界の人を相手にして行かねばならぬ。それには狭い日本で刀を二本差して、『俺は武士だ。』と

威張つて居たのでは駄目だ。外國のことをよく知つて置いて、どんな國の人を相手にしても、ひけを取らないだけの人間にならなければならぬのだ。と確い決心をして、僅か十四歳でたゞ獨りアメリカへ渡つたのである。固より貧乏な身、學費のあらう筈がない。着いたその日から、この田舎の百姓家に傭はれた。百姓の傭人だから、馬の體を洗つたり、農具の掃除をしたり、庭を掃いたりして、ゆつくり勉強する暇はなかつた。それでも和喜次少年は少しも不平をいはず、精一杯蔭日向なく働くので、主人は「日本子供和喜次はよい少年だ」と何時も褒めて何かと親切であつた。それが支那人には氣にくはなかつた。日本の小僧は主人にお世

辭をいふことがうまいから、獨り良い子になつて居る。何時か懲しめてやらうと意地の悪いことばかりを仕向けたが、和喜次は「支那人と喧嘩しても始まらない。骨折り損だ」と思つて相手にしなかつた。

和喜次がまさかりを振りあげて、力一杯に薪を割る音に驚いた支那人は「おやこの小僧よけいなことをするな。薪を割るのは俺の仕事だ。日本では他人の仕事を盗んでもいゝ、法律があるのか」と憎々しげにくつてかゝつた。「馬鹿なことを。何だと馬鹿だとぬかしたな、このチビめ。支那人は大きな手を振りあげて和喜次に打つてかゝつた。あはや少年和喜次は支那人の拳骨に殴り飛ばされたかと思はれ

責任を果して少年えらい

たが流石は武士の子、體をかはして空を打たした。「うわこ  
れはおどろいた。支那人は茫然としてしまつた」その日の  
夕方外から歸つた主人はこのことを知り二人を呼びつけ  
た。和喜次はことの次第をありのままに正直に主人の前  
に語つた。主人は支那人を叱つてから「しかし和喜次少年  
は何故他人の仕事までしたのかね」と訊ねた。和喜次は確  
信の色を面に浮べて答へた。

「他人の仕事を無理にとるのは悪いことですが、主人  
から命令された仕事は、傭人共同の責任だと思ひま  
す。ですからお歸りまでには是非片づけておきた  
いと思つたからです。」

と。この答を聽いて主人は「少年えらい」と和喜次の肩に兩  
手をかけて褒めた。この和喜次少年こそは學問もあり徳  
も高く、その腕前も立派であり、殊に財政經濟の方面に優れ  
て居た大政治家高橋是清となつたのである。



高橋是清

責任の重んずべきこと  
は誰でも知つて居る。併  
し實際はなかく困難で  
ある。高橋是清の少年時  
代のこの責任感とその實

行とが後に國民多數の信頼を受けるもとなつたのであ  
る。責任の負へない者には何事も成遂げられない。

## 第十四課 勤 勞

池と川の對話

初夏の緑を映して静かにおさまつて居る池の主がその附近を幾多の客船や荷物船を浮べて洋々と流れて居る川の主に對つて、「君は何時も動きづめてはないか、重い荷を積んだ船や筏や客船を運んで、動きづめて休むことを知らない。そんなことをして居ると今に疲れてしまふだらう。何故僕のやうに静寂にして居られないのか。僕は木の葉一つ落ちて來ても決して動きはしない。」とからかひ半分に話しかけると、「川の主は笑つて答へた。

「僕は何時も潑刺たる元氣で居たいので、それにはか

うやつて、何時も間斷なく動いて居ないと水が腐つてしまふ。僕は労働の法則に従つて、自分を常に新しくして居る。だからこそ人は僕を敬愛してくれらる。僕は年が年中、何處までも動き流れて行くのだ。しかし動かぬ君はやがて、世間から忘れられてしまふであらう。」

といつて、川と池との間では、いろ／＼な議論が交はされたが、間もなく夏の太陽が烈しく照出すと共に、池の周囲の樹木は、すつかり池の水を吸ひ盡くして、池は干上つてしまつたが、川は永遠に流れて變らなかつた。

昔ローマの田舎にクレツシンといふ百姓が居た。彼は

富めるものの魔術

土地に肥料を與へ、連日の勞を惜まず、倦まず、撓まず、耕したため、年々見事な收穫を得て、富者となり、多大の收入ある身となつた。ところがその近所に住む百姓達の土地は、荒果てて一向收穫がない。彼等は、どうしてクレツシンの土地のみがかやうに收穫が多いのか、その理由がわからず、嫉妬の餘り、遂にクレツシンを魔法を使ふ男であるとして、法廷に訴へ出た。そのためクレツシンは捕はれの身となつた。そしていよいよ公判の日が來た。訴へた百姓達は裁判官の面前で、あの男が魔法を使ふのでなければ、あの小さな土地から年々かやうに多大の收穫があるわけがありません。何卒魔法使ひの彼を罰して頂きたい。」と請願した。クレ

シンは辯護人も頼まず、自ら立つていつた。

「こゝに居る健康な美人を見て下さい。これは私の娘で、私の働き相手であります。またこゝにある農具と車と牛とを見て頂きたい。そして皆さんは私の農場へ來て、どうして私共が耕作し草を取り肥料を與へ、水を給し、また垣を圍らして居るかを見て頂きたいのであります。」

と、更に聲を高めて、

「皆さんが來て、これ等の有様を一目見られたなら、皆さんは必ずこのクレツシンが使つた魔術のすべてを最もよく知ることができるとあります。」

と申し立てた。裁判官はこのクレツシンの述べた堂々たる聲明と、近所の人々の猜疑を招くまでに到つた彼の勤勉力行を非常に賞讃し、直ちに釋放したといふことである。人は動もすると、自分は勞せずして、勞して富めるものも一概に嫉視しようとする傾がある。我等は富めるものが富める理由を知つて、自ら勞することが成功の唯一の途であることを知らねばならぬ。

勤勞は神聖である。働かないものは生きた屍と同様である。富者も天才も等しく、渾身の力を揮つて働くべきである。日々の生計のためだけに勤勞するのではない。働くことが我等の本性であり、價値である。

勤勞は神聖

### 第十五課 財産

財産の必要

財産は一身一家の日々を安全にする爲に必要であるばかりでなく、時としては相當な財産がない爲に、人との交際もできなくなり、又當然自分の利益になるやうなことをも無くすることがある。

我等はその日その日に差支ないといふだけでは不安心である。人の一生は決して平らな道を歩むやうなものではない。時には思ひがけない入費もあれば、生死にかゝはるやうな不幸も起るから、平常からこれに備へて相當の財産を貯へて置くことが大切である。

ところが我が國では昔から金錢を何か賤しいものやうに考へる風があつた。正しい方法で得、正しく有效な仕事につかふ金錢には大きな價値がある。

ひとり金錢ばかりではない。すべて財産は我等の精神にとつても大切である。昔から「衣食足りて禮節を知る」とか、「恒産なきものは恒心なし」と歎じて居るのでもわかる。更に「貧すれば貪す」とも「貧の盗み」ともいふ。殊に近頃世間で貧乏が因でいろくの禍を起して居ることを思へば、貧乏は罪惡であるといつてもいひ過ぎではないであらう。

「人は何の爲に働くか」「富を得る爲である」「何の爲に富は必要であるか」「將來樂をする爲である」かやうに考へ

何の爲の財産か

我が國の財産

る人々は世に少くないが、正當な考へ方ではないのである。財産は一口にいへば我等の本務を成遂げる爲になくなくてはならぬものである。

財産は又國家が成立つて行く上にも大切なものである。國富の多少を以て國家の強弱を知ることさへできるといふ。次に我が國と世界の國々との財産を比べてみよう。

國の財産を調査することは随分むづかしいこととされ、どの國でも正確な調査をしようと努力して居る。最近政府の調査による國々の財産の比較は次表に示すやうに、我が國は總額からいへば世界第五位であり、一人當りからいへば第四位である。

日本の國富と世界各國との比較



財産をつくる道

國名	調査年次	金額	人口一人當り
日本(内地)	1930	110,188 <small>百圓</small>	1,710 <small>円</small>
米 國	1932	880,388	7,052
英 國	1925	289,081	6,380
ソ 聯 邦	1924	123,734	899
佛 國	1925	126,626	3,205
獨 逸	1924	86,700	1,380
伊 太 利	1928	53,675	1,371
支 那	1922	39,453	90

(備考 昭和十二年内閣統計局編纂列國國勢要覽による)

て「入るを計つて出づるを制す」といふ法に従ひ貯蓄するならば、初めは少しでも、たひか度重なるに従つて次第に多くなつて行く。國の財産を増す爲には、國民は種々の事業を興して

財産は本來勤勞と節儉とによつてつくるべきものである。怠けて居て財産をつくらうと望む人はやがて惡事を考へるやうになる。又財産を得ても直ちにこれを費し、少しも貯蓄たくわしないならば、如何程あつても不足であらう。勤勉と儉約と

産物を多くすると共に、他方では平常から勤儉貯蓄の美風を養成することに努めねばならぬ。

財産をつくる手段はいつでも正しくなければならぬ。徒らに強慾の爲財産の奴隸ことなつてはならぬ。論語に

「不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如し。」といつてある。

財産が尊いのは自分の人格をよくするのに大切な役目をもつて居るからである。人格をわるくするやうな方法で金持になつても何にもならない。

山内一豊の妻が平常貧乏に苦しみながらも、鏡臺の中の黄金をつかはず、夫の一大事のときにさし出したなどは、ま

へ 財産をよくつか

ことに財産のつかひ方を知つて居る人といふべきである。今日は大分事情が異つて居るから、強ち一豊の妻そのまゝにするのではない。我等はその精神をくんで財産のつかひ方に就て注意深く周到に考へるがよい。

我等はたゞ財産を自分のことばかりでなく廣く社會の爲につかふことを心懸けねばならぬ。「金持と灰吹は溜るほど穢ない」といはれるやうになつては折角もつて居る財産の價値がなくなつてしまふ。

昭憲皇太后御歌

もつ人の心によりてたからとも

あたともなるは黄金なりけり

職業の必要

第十六課 職業

凡そ人の職業は社會全體の協同に於ける分業の一つを分擔することである。職業がなければ収入がなくその生計を立てることもできないから、既に一人前の人ではない。又家に相當の財産があり、他人の世話にならずとも生計の立つ人も職業がなければ社會の協同に参加することができない。社會の協同に参加できないものは人の厄介にのみなつて居るので、作物につく油蟲と同様である。

ところが多くの人々の中には、一定の職業もなくぶらぶらと遊んで居るのを安樂だと思ひ誤つて居るものがある。

職業に對する誤解

併しそれは決して安樂でも愉快でもない。心身共に健康で、日々の業務に精を出すほど安樂で愉快なことはない。それは我等の日常に就て考へて見てもわかる。最も朗か  
で愉快で安心な日はよく學びよく運動した日である。だから自分に職業のないのを名譽のことのやうに考へたり、或は職業をもつて居るものが、却つて無職のものを羨むやうなのはまことに愚かしいことである。

又職業には貴賤があると考へ、なるべく世間から貴いと思はれて居る職業に就かうとし、或は就て居る人を羨むやうなのは意味のないことである。例へば汚物を取扱ふやうな職業は賤しいと考へる人があるが、その爲に國利民福

## 職業の貴賤

## 職業の選擇

を増すこととてさへあれば、人が嫌がることを進んでやつて居るだけ却つて貴いといはねばならぬ。

さて人々は誰でも得手不得手がある。又周囲の事情もちがふ。だから自分によく適し、そして周囲の事情から考へて無理のないやうな職業を選ぶのがよい。人は境遇に應じて或程度までは自分をそれに適應させることができ。併し自分の得手不得手を考へないわけには行かないから、周囲の事情に容易く動かされて、自分に不適當な職業を選ぶやうなことは不得策である。我等は修業中できるだけ自分の性能を發達させ、慾目なく反省して、その長所短所を誤なく發見して、自分をよく見定めて追々にその自分

國民の職業

	調査年次	農業(林業・漁業共)	工業(鑛業共)	商業(交通業共)	その他
日本(内地)	1930	49.5 %	20.0 %	18.8 %	11.7 %
イギリス	1931	6.6 %	37.7 %	24.8 %	30.9 %
アメリカ	1930	22.0 %	30.9 %	20.4 %	26.7 %
フランス	1931	35.6 %	33.6 %	17.4 %	13.4 %
ドイツ	1933	28.9 %	40.4 %	18.4 %	12.3 %

(昭和十二年内閣統計局編纂列國國勢要覽による)

を大きく育て上げるがよい。  
 國民を職業別から見ると國によつて、甚だちがふものである。諸大國の各職業の割合は上の表のやうである。これを見ると我が國民は狭い國土に據りながら主に農業に従事し、商工業はまだまだ發達する餘地のあることがわかる。ところが我が國の男子は六一・二%女子は三六・三%で、男女通計四八・五%が職業をもつて居て、あとの五一・五%は主に老人・小兒・病人など無職業者であるが、諸外

職業に對する心得

國に比べれば相當働いて居るといふことができ。我等はこのやうな大勢をも考の中に入れて將來の路を過らぬやうにするがよい。

一旦職業を定めて就職したならば、それに忠實であるべきことはいふまでもない。仕事に熱のある人の心には成功が宿るといふ。不熱心・不忠實であるならば、どのやうによい職業でも、やがて自らわろくしてしまふであらう。たとひ分のわるい職業でも熱心に忠實にすれば、研究心も起り、いろ／＼に改良もして、やがて分のよい、人も羨むほどのよいものになるのである。職業は一生の仕事である。だからむやみに變へると生涯の失敗を招く。

恭儉

第十七課 恭儉禮讓

教育に關する勅語に我等國民の平常の徳目をお示し遊ばされ、その中、自分に對する道と拜承するところに

恭儉己レヲ持シ

と仰せられてある。

恭儉の徳は我等が日々その身を處するのに大切な心の徳である。論語に、孔子の弟子の子禽しきんが同じく弟子の子貢しこうに、我等が師の孔子はどうして諸國の政に與あづかることができるのかと問うたのに對して、子貢が答へたことばがある。

子貢曰く、夫子は溫良・恭儉讓以て之を得。

孔子は自ら求めて諸國の政治に參與したのではあるが、たゞ求めたのとは異ことつて、この溫良・恭儉讓の五徳を備へることによつて、諸國の人君からその政治に參與することを求められたのである。

この徳の意味を明かにする爲に論語のこゝのところの邢昺けいへいといふ人の解釋を見ると、

和從にして逆さかはざる、之を恭といひ、奢を去つて約に從ふ、之を儉といふ。

とある。つまり人とよく和きみあひ無暗むあんに異いを立てないのが恭の徳で、おごらずつゞまやかにするのが儉の徳である。又尙書といふ古書の周官といふ篇に

恭儉は惟れ徳

とあつて、蔡沈さいしんといふ人の解釋に

然れども恭儉豈聲音笑貌を以て爲すべけんや。當に實を己に得ることあるべし。事に偽に従ふべからず。とあつて、恭儉は心の實で、外面だけのことではないとし、驕侈を思はず、我が身に徳と功の實をそなへることであるとして居る。

これ等によつて恭儉の徳を解釋すると、内にあつては實徳實功を積み、人に對しては和みあひ異を立てず、その言動をつまやかにすることであつて、日常我が身を處する我が心の根本の構かまで、慎まじめんで恣まじまじにしない即ち勝手氣儘にしな

いことである。

されば、恭儉の徳は我等の日々の修養の本となるもので、我等の日々の生活に極めて大切な徳である。

幼學綱要卷之四に

禮ハ天理ノ節文、人事ノ儀則。讓ハ即禮ノ實ナリ。禮讓有リ、而シテ後、天理全ク、人事順ニシテ、家齊ヒ國治マル。一日之ヲ去レバ、則人人欲ヲ縱ニシテ、争鬪犯亂至ラザル所無シ。其禽獸ヲ去ルコト幾何ゾヤ。必當ニ恭敬讓遜ヲ主トシ、進退動止、須臾モ禮讓ニ離ザルベシ。則萬物ノ靈タルニ愧ヂザルナリ。

とある。

禮は即ち禮儀で、我等が人と共にくらしして行く爲にはお互の間になくてはならぬきまりであり、まことに天理に従つて定められたものといふべきである。

禮儀が外面に表はれたものであるのに對して、讓は我が心の内の實である。長者に對してうやくしく頭を下げるのは禮で外に表はれた形である。併し、心中に何の尊敬の念もないときは、それは本當の禮にはならない。心中本當に長者にゆづる、長者をたつとぶ誠があつてこそ本當の禮となるのである。この心の實が讓である。たゞ形の上だけのことではない。禮讓は内外相應するものである。論語の孔子の五徳中、讓の徳があるが、邢昺の解釋に

人を先にし己を後にする之を讓といふ。

とある。「己おのが己おのが」と人をおしのけ、「我がを立てたがるのが人情の弱點である。この弱點の爲に世に争は絶えないのである。

三浦義村の話

三浦義村は義澄の子で、父に従つて數、戦功があつた。よつて左衛門尉に任ぜられ、駿河守となり、正五位下に叙せられた。源實朝は時に右大臣兼左近衛大將であつた。鶴岡八幡社に參詣の折、義村はその隨兵の選に中り、長江明義と同役であつた。實朝は義村を上席にするやう命じた。然るに義村は「明義年高シ。吾其左ニ立チ難シ。請フ其班列ヲ易ヘム。」と辭退し、又明義も「義村爵アリ、且三浦黨ノ長タリ、

理當ニ左ニ在ルベシ。といつて相讓つて止まなかつた。實朝は喜んで今日ノ事ハ、我最モ重シトスル所ナリ。二人禮ヲ以テ相讓ル。甚嘉尙ス可シ。顧フニ義村年齢猶富ム。明義ハ前途日無シ。宜シク左列ニ在テ、以テ子孫ノ光榮ト爲スベシ。といつて二人の禮讓の徳をほめた。二人は喜んでその命に従つたといふことである。

第十八課 國家經濟と家庭經濟

國家經濟の意義

我等は毎日なるべく無駄のないやうに生活して居るが、我等の家庭も亦收入支出を慮つて生活を安定にするやうに心懸けて居る。かやうに收入や費用に就てきりもりすることを経済といふ。國家でもその精神は同じである。たゞ個人の場合に入るを計つて出づるを制するといふのが原則であるが、國の場合は反對に必要なに応じて收入額をきめるのが原則ではある。しかし、國の支出も國民の力を考へないできめることはできない。だから收入支出の關係は、やはり個人の場合と大體同じと見て差支へない。



## 我が國家經濟

我が國民は昔から經濟に就て餘り深く考へないといふ嫌ひがあつたが、最近では國民の考へも進んだ。そして國民の收入も増加して來た。随つて國の財産も次第に増加して、今日では一千億圓以上になつた。併し英・米等に比較すれば尙甚だ貧弱であるといはなければならぬ。

## 財政

國家經濟は歳出・歳入によつて略その状態を察知する事ができる。我が國現在の歳出入は各約二十億圓から三十億圓の間であるが、年々増加して行く傾向がある。

## 國債

國家の借金即ち國債の多いことは、内債にせよ外債にせよ喜ばしいことでない。我が國債も財政が大きくなると共に漸次増加して、現在では九十億圓もあつて、世界戰爭の

## 貿易

國債がそのまゝ残つて居る國々に比べると少いが、それでも國民一人當り百三十三圓にもなるから、なかく安心はできない。

外國との貿易額も年々増加して居るのは喜ばしいことであるが、近年になつて輸入額が輸出額を漸次超過して居ることは考へものである。勿論輸入額が超過して居るからといつて、すぐ悲觀するには及ばない。それは貿易外の收支、例へば外債利子の支拂・移民の送金・内外の旅費などによる收支と差引いて、始めて國富の増減がきめられるからである。ところが不幸にして我が國は世界戰爭中を除いては、年々收支の状態があまりよくないのである。我等國

國家經濟と家庭經濟との關係

民はこの點について十分考へねばならぬ。經濟上財産をつくり出すことは勿論大切であるが、財産のつかひ方即ち消費をうまくすることも亦大切である。我等の家庭は主な消費の場所だから、家の經濟は國家の經濟と關係が深い。一家の消費經濟が上手であれば、やがて國家の經濟は豊かになる。だから家庭經濟の運營は一國の上から見ても極めて重大である。

我等の日常

我等が日常の生活の費用を日々僅かづつ節約しても、國家全體に就て見れば夥おびただしい額になる。我等とても好んで無駄遣ひをして居るといふわけではないが、例へば日用品の擇び方、買ひ方、用ひ方、保存の方法などやり方によつては、

收支の調節

大いに一家の經濟を左右するのである。これ等のことに關する知識技能も我等にとつて大切なことである。

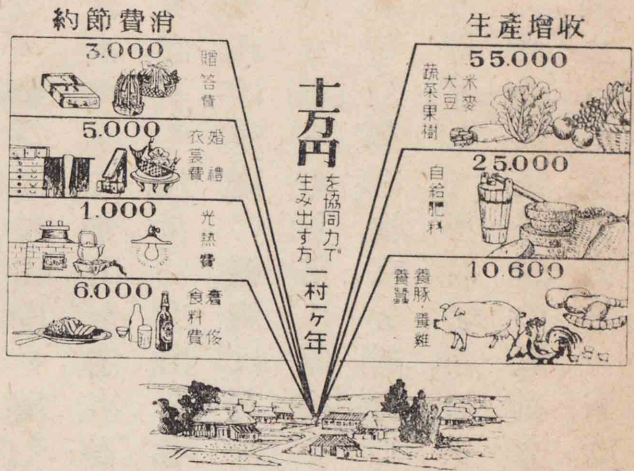
一家の収入は月々凡そ定つて居るものだから、收支に釣合ふやうに支出を定める必要がある。併し収入が増しても直ぐそれだけ支出を増さねばならぬといふ道理はない。それは家庭の經濟はとかく膨脹はくちやうし勝ちであり、又不時の費用もあるから、常に餘裕をとつて置くことが必要だからである。常に收支を調節し、できるだけ節約して餘裕をつくり貯蓄して、不時の用に供へるがよい。

奢侈の傾向

最近國民一般の氣風を見ると、都會では殊に奢侈しやうの風が甚しいやうである。家庭生活から見ても、國の實情から考

組合の利用

頃殊に發達したものである。よくその運用法に通じて收入の増加消費の節約を圖るやうにするがよい。



へても、甚だ憂ふべきことである。我等は國の經濟は先づ臺所から改善してかゝらねばならぬと心得、できるだけ手近のところて國に奉仕する考へを持たねばならぬ。

家の經濟を豊かにするに就て、我等が注意して利用すべきものに組合がある。これは近

第十九課 孝と敬神崇祖

孝は百行の本

我等は古今東西に亙つて、澤山の孝子の實話をきいて居る。併し一度我が身を反省して見ると、我儘なこと、恩知らずであることに、ひしと胸をうたれるであらう。論語に、その人と爲りや孝弟にして上を犯すを好む者は鮮し。上を犯すを好まずして亂を作すを好む者は未だこれあらざるなり。君子は本を務む、本立ちて道生ず。孝弟はそれ仁を爲すの本か。とある。まことに孝は百行の本である。本が立派に立つて、そこに我等の踏み行くべき道が開けて來るのである。

孝行とは

古來不孝の子に偉人傑士はない。孝行すらできないやうなもの、人に優れる筈はないのである。

我等はときに自分とは一體何であるかと疑ふことがある。古今の學者もこのことに就ては随分頭を痛めたものである。併し我等にしても高明な學者にしても、最も明瞭で確かなことがある。それは我等が親の子であるといふことである。そしてその親はかけがへのないものであること、我が身のそれと同じであることである。このことを常に我が身に明瞭にしておくことが孝の徳の中心である。だから孝とはその身の程をよく我自身にわからせておくことである。それがわかつて居て、親不孝になることは普

孝行は理窟ではない

通の人にはできない。親子の關係が明かであることは、我が身を知る始であり、そこからすべての行が出發するのである。近頃年若くして不心得をする人が多いが、その多くは我が身の程を知らぬ、否、忘れて居るものである。惡魔は我等が父母のことを忘れて居る隙をねらつて襲つて來るのである。隙のない所には如何な惡魔も手の出しやうがないのである。

我等が親の子であることは疑ふべくもない事實であつて一切の本である。同様に我等が親に孝行したいといふ心は理窟から生まれたのではない。我等はたゞその本性から親に孝行をしたいのである。

孝の本義

この手近に實行できる孝行は、たゞ今のことだけではなく、遠く我等の祖先に對し、又永く子孫につながつて居る。我等の孝行は我等の父母に事へる道であるとともに、祖先と子孫とに對する道でもある。それは我等の止むに止まれぬ孝行は遠く祖先の遺志を承継ぎ、これを我等自らの努力によつて發展させ、そして永く子孫に傳へるといふ人に自然に具つた徳だからである。

祖先崇拜と祭祀

さればこそ畏くも神武天皇は我が皇國の基礎を確固にし給うた御時、先づ強賊を討平げ都城の地をお奠め遊ばされて後に祭の時を鳥見山に立てて皇祖天神をお祭り遊ばされたのである。このお祭りは先づ御祖先の御徳を讃へ

奉り、その御志を繼ぎ給ひ先づその大御業の御緒に就かせ給ひし御事を、畏くも皇祖天神の御子孫として御報告申し上げられたのである。我等の家でも亦祖先をお祭りする。それは畏多いことであるが、我等の家としてこれと同様な意味があるのである。

貝原益軒は、

「先祖は子孫の根本なり。年季隔り遠しといへども、おもひ慕ひて尊敬すべし。時節の祭慎み厚りすべし。」といつて居る。祖先の祭を慎しみ行ふことは、子孫たるものが我が祖先に對する大孝の現れである。

我が國には神社が随分多くある。ここに祀られてある

神社禮拜

神々は外國の神とは異つて畏くも御歴代の天皇及び我等の祖先で人臣として功德秀れた人々である。その中には國家全體の爲に盡した人もあらう。一郷一村の爲に盡した人もあらう。或は孝道に優れ、友愛に優れた人もあらう。等しく我等が今日あるのに大功のあつた人々である。されば常に敬神の念を厚くして、朝夕神社の御前に禮拜するのは我が身の今日あるを感謝し奉り、延いて自分の現在及び將來に互る一言一行を慎まうと祈ることである。それは小さいことのやうに見えるが永遠に互る大きな孝道の實踐なのである。

第二十課 教育に關する勅語

教育に關する勅語

教育に關する勅語は、我等國民のひとしく仰ぎ慕ひ奉る明治天皇が、國民教育の大方針を御教へ遊ばされたもので我が國の根本の徳を悉くお示しになつて居られる。我が國の教育が現在に勿論將來永遠に互つて之に準據し、我等國民は一にその聖旨に副ひ奉るやうに朝夕拜誦して拳々服膺すべきである。

唯一絶対の道

教育に關する勅語に示されて居る道は、天皇が皇祖皇宗の御遺訓に基づき、古今東西に互つて謬がないことを述べられたものであるから、現在は勿論將來永遠に互つて如何

なる學問も如何なる思想も如何なる力も動かすことのできない唯一絶對の道である。

勅語の意味は深遠

この勅語は我等が既に幾度か習つたが、勅語の御趣意は底知れず深いものであつて、習へば習ふほど、我等の知識や境遇に應じて、益新しい意味が出て来る。そして我等國民としての徳性をどんなに磨いてよいかがよくわかつてくるのである。我等はたゞその意味を知るだけに止まらず、更に我が身に奉體してこれを實行に現はさねばならぬ。今大體の御趣旨を拜察するに、全體を三段に分つて見奉るのが便宜のやうである。

全體の御趣旨

第一段

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹

ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

この一段は(一)我が皇室の御祖先の方々がこの國を肇め給うた御計畫が大きく、しかも永遠に動かぬこと。(二)君は民を愛し御教訓を垂れ給ひ、臣は忠孝の道に勵み、君と臣と一體となつて居るといふことが我が國體の世にも優れて善美なところであること。そしてこの世界無比の國體の上、我が國民教育の根本が打建てらるべきであること、この二つの大きな御趣旨であると拜察し奉る。

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ

第二段

恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スハシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

この一段は(一)我等國民が平常と非常時とに行ふべき行の要綱を明かに示し給ひ(二)よくこの要綱を實踐すれば、ただ天皇陛下に對し奉つて忠良な臣民であるばかりでなく、我等自らの祖先の遺風を顯はすのだから、祖先に對しても孝行な子孫となり、隨つて忠と孝とを全うすることになる

のだと仰せられてあるのである。

この一段は詳しく考へると、次の五綱目十八徳目に纏めて聖訓を拜承することができる。

- 一、家族に對する道 孝行 友愛 夫婦
- 二、他人に對する道 交友 恭儉 博愛
- 三、自分に對する道 恭儉 博愛 修學 習業 智能啓發 德器成就
- 四、國や世間に對する道 公益 世務 國憲 國法 義勇奉公
- 五、忠孝一致(獨り朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン)



ここにお示しの徳目は我等が既に常に行つて居る所である。我等は聖旨に副ひ奉るのに、決して特別にむづかしいことをする必要はない。たゞ平常の徳を怠りなく一層勵み行へばよいのである。

第三段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

本段は第一、第二兩段でお示しの「斯ノ道」に對する天皇の御信念と御希望とを述べさせられたものと拜察する。

先づ(一)斯の道は實に我が皇室の御先祖御歴代の御遺訓

である。だから君臣共に子孫永遠に従ひ守るべきである。と仰せられ、(二)斯の道は時と處とに係はず通用する。我が國では勿論のこと諸外國にも實施できる古今を一貫した公道である。人の誰でもが踐み遵ふべき大道であると仰せられ、(三)以上二つの上に御信念を堅めさせられ、畏くも天皇御躬ら臣民と共に斯の道を踐み行はせ給ひ、その徳を一にしたいと思召されて居られるのである。誠に恐懼に堪へない次第である。

實業 國華修身書

甲種三年制用  
下·中·上卷

定價各金四拾五錢



昭和十二年八月二十四日  
昭和十三年三月二十八日  
昭和十三年三月二十八日  
訂正發行

編者 田中寬一

發行者 株式會社 帝國書院  
東京市神田區西神田一丁目三番地

代表者 守屋紀美雄  
印刷者 高橋 郁  
東京市京橋區銀座西二丁目三番地

發賣所 株式會社 帝國書院  
東京市神田區西神田一丁目三番地  
振替口座東京六七〇一四番

關西販賣所 三宅莊藏書店  
大阪市東區橫堀町四丁目三番地  
振替口座大阪 六九番

建一

中川義人

